

青森県報

号外第二十一号

平成十四年三月二十七日(水曜日)

公営企業

- 青森県公営企業職員倫理規程の一部を改正する規程……………(公営企業局) ……八
- 青森県公営企業職員就業規則の一部を改正する規程……………(同) ……八

規 則

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の規定に基づき市町村が処理する事務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十七日

青森県知事 木村守男

青森県規則第十六号

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の規定に基づき市町村が処理する事務に関する規則の一部を改正する規則

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の規定に基づき市町村が処理する事務に関する規則(平成十二年三月青森県規則第九十号)の一部を次のように改正する。

第二条中「第二十三条第六号」を「第二十四条第六号」に改め、同条第一号中「第二十三条第二号」を「第二十四条第二号」に改め、同条第二号中「第二十三条第三号」を「第二十四条第三号」に改める。

目 次

規 則

- 青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の規定に基づき市町村が処理する事務に関する規則の一部を改正する規則……………(人事課) ……一
 - 青森県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則(青少年課) ……二
 - 青森県医師修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則……………(健康医療課) ……二
 - 青森県保健婦・助産婦・看護婦修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則……………(同) ……二
 - 青森県木材業者登録条例施行規則を廃止する規則……………(林政課) ……三
 - 青森県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則……………(都市計画課) ……三
 - 青森県工業用水道事業条例施行規則の一部を改正する規則……………(公営企業局) ……四
- 訓 令
- 青森県職員倫理規程の一部を改正する訓令……………(人事課) ……五
 - 青森県病院事業職員被服貸与規程の一部を改正する訓令……………(健康医療課) ……五
 - 地方福祉事務所家庭相談員の服務等に関する規程を廃止する訓令……………(こども) ……七
 - 青森県女性就業援助相談員規程を廃止する訓令……………(労働・能力) ……七
 - 青森県非常勤屋外広告物監視員規程を廃止する訓令……………(都市計画課) ……八

第三条中「第二十四条」を「第二十五条」に改める。

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

青森県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十七日

青森県知事 木 村 守 男

青森県規則第十七号

青森県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則

青森県青少年健全育成条例施行規則（昭和五十五年三月青森県規則第六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「テレホンクラブ等営業及び同項第六号に規定する」を削り、「販売等」の下に「並びに同号に規定する店舗型電話異性紹介営業及び無店舗型電話異性紹介営業」を加える。

第六号様式の欄中「(四三)」を削り、「第30条第5項」を「第30条第4項」に改める。

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

青森県医師修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十七日

青森県知事 木 村 守 男

青森県規則第十八号

青森県医師修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

青森県医師修学資金貸与条例施行規則（平成十一年三月青森県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第五条中「二十七万七千円」を「二十八万二千円」に改める。

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

青森県保健婦・助産婦・看護婦修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十七日

青森県知事 木 村 守 男

青森県規則第十九号

青森県保健婦・助産婦・看護婦修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

青森県保健婦・助産婦・看護婦修学資金貸与条例施行規則（昭和三十七年四月青森県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

青森県保健婦・助産婦・看護婦修学資金貸与条例施行規則

第一条中「青森県保健婦・助産婦・看護婦修学資金貸与条例」を「青森県保健婦・助産婦・看護婦修学資金貸与条例」に改める。

第一号様式中「青森県保健婦・助産婦・看護婦修学資金貸与条例」や「青森県保健婦・助産婦・看護婦修学資金貸与条例」は、「保健婦（助産婦・看護婦・准看護婦）修学資金」や「保健婦（助産婦・看護婦・准看護婦）修学資金」に「1 保健婦 2 助産婦 3 看護婦 4 准看護婦」を挿入する。

第二号様式中「青森県保健婦・助産婦・看護婦修学資金貸与条例」や「青森県保健婦・助産婦・看護婦修学資金貸与条例」は、「保健婦（助産婦・看護婦・准看護婦）修学資金」や「保健婦（助産婦・看護婦・准看護婦）修学資金」に改める。

第三号様式中「青森県保健婦・助産婦・看護婦修学資金貸与条例（）」や「青森県保健婦・助産婦・看護婦修学資金貸与条例（）」は、「青森県保健婦・助産婦・看護婦修学資金貸与条例施行規則」に改める。

第四号様式及び第五号様式中「青森県保健師・助産師・看護師修学資金貸与条例施行規則」を「青森県保健師・助産師・看護師修学資金貸与条例施行規則」に改める。

第六号様式中「青森県保健師・助産師・看護師修学資金貸与条例」を「青森県保健師・助産師・看護師修学資金貸与条例」に改め、同様式の(別紙)中「保健師(助産師、看護師、准看護師)」を「保健師(助産師、看護師、准看護師)」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県木材業者登録条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十七日

青森県知事 木 村 守 男

青森県規則第二十号

青森県木材業者登録条例施行規則を廃止する規則

青森県木材業者登録条例施行規則(昭和五十年三月青森県規則第七号)は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十七日

青森県知事 木 村 守 男

青森県規則第二十一号

青森県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

青森県屋外広告物条例施行規則(昭和五十一年五月青森県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

第十一条を削る。

第十二条第一項中「第七号様式」を「第六号様式」に改め、同条第二項中「第八号様式」を「第七号様式」に改め、同条第三項中「第九号様式」を「第八号様式」に改め、同条第四項中「第十号様式」を「第九号様式」に改め、同条を第十一条とする。

第十三条第一項中「第十一号様式」を「第十号様式」に改め、同条第三項中「第十二号様式」を「第十一号様式」に、「第十三号様式」を「第十二号様式」に改め、同条を第十二条とする。

第十四条第三項中「第十四号様式」を「第十三号様式」に改め、同条を第十三条とし、第十五条を第十四条とする。

第十六条中「第十五号様式」を「第十四号様式」に改め、同条を第十五条とする。

第十七条第一項中「第二十五条第一項第三号」を「第二十五条第一項第四号」に改め、同条第二項中「第十六号様式」を「第十五号様式」に改め、同条第三項中「第二十五条第一項第三号」を「第二十五条第一項第四号」に、「第十七号様式」を「第十六号様式」に改め、同条を第十六条とする。

第一号様式中



を削り、「指令第 号」を「 第 号」に改め、

同様式の注中1を削り、2を1とし、3を2とし、4を3とする。

第二号様式中



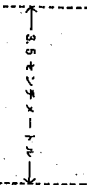
を削り、「指令第 号」を「 第 号」に改め、

同様式の注中1を削り、2を1とし、3を2とし、4を3とする。

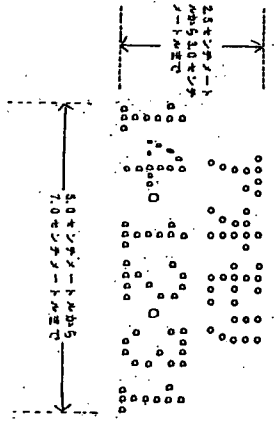
第三号様式及び第四号様式を次のように改める。

第3号様式(第9条関係)

(その1) 冊なつする場合

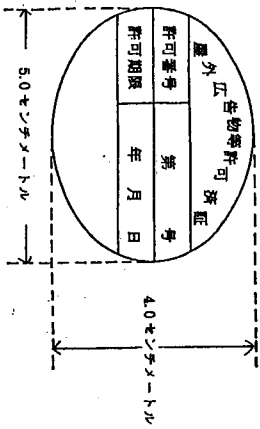


(その2) 打抜機により打ち抜く場合



注 上段に広告物等の表示又は設置の場所がその区域内にある市町村の名称を、下段に許可期限年月日を打抜機により打ち抜くものとする(図は、広告物等の表示又は設置の場所が青森市内であり、許可期限年月日が平成14年12月31日である場合の例である。)

第4号様式(第9条関係)



第五号様式 中「届け出します」や「届け出ます」及び「指令第 号」や「第 号」に添える。

第六号様式 中「届け出します」及び「届け出ます」及び「指令第 号」に添える。

第七号様式 中「第12条」や「第11条」及び「届け出します」や「届け出ます」及び「指令第 号」や「第 号」に添える。

第八号様式 中「第12条」や「第11条」及び「届け出します」や「届け出ます」及び「指令第 号」や「第 号」に添える。

第九号様式 中「第12条」や「第11条」及び「届け出します」や「届け出ます」及び「指令第 号」や「第 号」に添える。

第十号様式 中「第12条」や「第11条」及び「届け出します」や「届け出ます」及び「指令第 号」や「第 号」に添える。

「指令第 号」や「第 号」に添える。

第十一号様式 中「第13条」や「第12条」及び「届け出します」や「届け出ます」に添える。

第十二号様式 中「第13条」及び「第12条」に添える。

第十三号様式 中「第13条」及び「第12条」に添える。

第十四号様式 中「第13条」及び「第12条」に添える。

第十五号様式 中「第13条」及び「第12条」に添える。

第十六号様式 中「第13条」及び「第12条」に添える。

第十七号様式 中「第13条」及び「第12条」に添える。

(3) 建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第17条の2第1項又は旧屋外広告物に係る色彩、意匠、素材等に関する知識及び技術の審査・証明事業認定規程(平成4年2月26日建設省告示第428号)第2条の規定により認定を受けた屋外広告士資格審査・証明事業により屋外広告士の称号を付与された者

第十一号様式 中「第13条」及び「第12条」に添える。

第十二号様式 中「第13条」及び「第12条」に添える。

第十三号様式 中「第13条」及び「第12条」に添える。

第十四号様式 中「第13条」及び「第12条」に添える。

第十五号様式 中「第13条」及び「第12条」に添える。

第十六号様式 中「第13条」及び「第12条」に添える。

第十七号様式 中「第13条」及び「第12条」に添える。

(3) 建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第17条の2第1項又は旧屋外広告物に係る色彩、意匠、素材等に関する知識及び技術の審査・証明事業認定規程(平成4年2月26日建設省告示第428号)第2条の規定により認定を受けた屋外広告士資格審査・証明事業により屋外広告士の称号を付与された者

第十一号様式 中「第13条」及び「第12条」に添える。

第十二号様式 中「第13条」及び「第12条」に添える。

第十三号様式 中「第13条」及び「第12条」に添える。

第十四号様式 中「第13条」及び「第12条」に添える。

第十五号様式 中「第13条」及び「第12条」に添える。

第十六号様式 中「第13条」及び「第12条」に添える。

第十七号様式 中「第13条」及び「第12条」に添える。

規 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

青森県工業用水道事業条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十七日

青森県規則第二十二号

青森県知事 木 村 守 男

青森県工業用水道事業条例施行規則の一部を改正する規則

青森県工業用水道事業条例施行規則（昭和四十一年四月青森県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一号中「減じて得た水量に」の下に「青森県八戸工業用水道にあつては」を、「額を」の下に「青森県六ヶ所工業用水道にあつては一立方メートル当たり四十五円の範囲内において知事が相当と認める額を」を加え、同条第二号中「得た水量に」の下に「青森県八戸工業用水道にあつては」を、「九十一銭を」の下に「青森県六ヶ所工業用水道にあつては一立方メートル当たり四円八十九銭を」を加え、同条第三号中「認めた水量に」の下に「青森県八戸工業用水道にあつては」を、「十五円二十四銭を」の下に「青森県六ヶ所工業用水道にあつては一立方メートル当たり四十五円（当該水量の使用により超過使用水量が生じた場合においては、その超過使用水量については一立方メートル当たり九十円）を」を加え、同条第四号中「水量に」の下に「青森県八戸工業用水道にあつては」を、「七円六十二銭を」の下に「青森県六ヶ所工業用水道にあつては一立方メートル当たり四十五円を」を加える。

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

訓 令

青森県訓令第四号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県職員倫理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十四年三月二十七日

青森県知事 木 村 守 男

青森県職員倫理規程の一部を改正する訓令

青森県職員倫理規程（平成十三年三月青森県訓令第五号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「職員の休職の事由を定める条例（昭和四十四年十二月青森県条例第四十二号）第二条第一号に規定する機関」を「公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年十二月青森県条例第六十九号）第二条第一項各号に掲げる団体」に改める。

附 則

この訓令は、平成十四年四月一日から施行する。

青森県訓令第五号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県病院事業職員被服貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十四年三月二十七日

青森県知事 木 村 守 男

青森県病院事業職員被服貸与規程の一部を改正する訓令

青森県病院事業職員被服貸与規程（昭和三十一年三月青森県訓令第十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「転勤」を「転勤」に、「場合には」を「ときは、」に、「終わらない」を「終わらない」に改め、「第三号様式による返納書を添えて」を削る。

第六条第一項中「終わらない」を「終わらない」に、「亡失し損じた」を「亡失し、

又はき損した」に、「すみやかに」貸与品 亡失
届（第一号様式）及び被服再貸与願
き損

（第二号様式）を「速やかにその旨」に、「提出しなければ」を「届け出なければ」に改める。

第七条中「第四号様式」を「別記様式」に改める。

別表第一中

看護士及び准看護婦	看護靴	靴 下	予防衣	白ズボン	看護上衣	看護靴	靴 下	看護帽	予防衣	ズボン	看護上衣	看護衣
	一	四	三	三	六	一	四	三	三	三	六	六
	一年	一年	二年	二年	二年	一年	一年	二年	二年	二年	二年	二年
					夏、冬各三						青森県立つくしが丘病院に限る。	夏、冬各三 青森県立中央病院に限る。

を

別記様式(第7条関係)

被 服 貸 与 簿

区分 品名	員数	貸 期		与 間		受領印 年月日から	返納、亡失、		届出印	確 認 印	備 考
		年	年	月	日		理 由	所 属 長 取 扱 者			

職	氏 名	整理番号
---	-----	------

看護師及び准看護婦											
女子						男子					
看護靴	靴 下	看護帽	予防衣	ズボン	看護上衣	看護衣	看護靴	靴 下	予防衣	白ズボン	看護上衣
一	四	三	三	三	六	六	一	四	三	三	六
一年	一年	二年	二年	二年	二年	二年	一年	一年	二年	二年	二年
					青森県立つくしが丘病院に限る。	夏、冬各三 青森県立つくしが丘病院に限る。					夏、冬各三 青森県立中央病院に限る。

に、

「看護婦等補助業務従事者」を「看護師等補助業務従事者」に改める。
 別表第二中「看護婦又は准看護婦」を「看護師又は准看護師(女子に限る。)」に改める。
 第二号様式から第四号様式までを削り、第一号様式を次のように改める。

青森県訓令第八号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県非常勤屋外広告物監視員規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成十四年三月二十七日

青森県知事 木 村 守 男

青森県非常勤屋外広告物監視員規程を廃止する訓令

青森県非常勤屋外広告物監視員規程（平成十二年三月青森県訓令第十三号）は、
廃止する。

附 則

この訓令は、平成十四年四月一日から施行する。

公 営 企 業

青森県公営企業職員倫理規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成十四年三月二十七日

青森県知事 木 村 守 男

青森県公営企業管理規程第二号

青森県公営企業職員倫理規程の一部を改正する規程

青森県公営企業職員倫理規程（平成十三年四月青森県公営企業管理規程第三号）の
一部を次のように改正する。

第五条第二項中「職員の休職の事由を定める条例（昭和四十四年十二月青森県条例
第四十二号）第二条第一号に規定する機関」を「公益法人等への職員の派遣等に関す
る条例（平成十三年十二月青森県条例第六十九号）第一条第一項各号に規定する団体」

に改める。

附 則

この規程は、平成十四年四月一日から施行する。

青森県公営企業職員就業規則の一部を改正する規程をここに公布する。

平成十四年三月二十七日

青森県知事 木 村 守 男

青森県公営企業管理規程第三号

青森県公営企業職員就業規則の一部を改正する規程

青森県公営企業職員就業規則（昭和四十二年四月青森県公営企業管理規程第二号）
の一部を次のように改正する。

第七条中「一歳」を「三歳」に改める。

第二十五条の三第一項中「一歳」を「三歳」に改める。

附 則

この規程は、平成十四年四月一日から施行する。

発行所・発行人 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県	印刷所・販売人 青森市古川一丁目一七番五号 東奥印刷株式会社
----------------------------------	--------------------------------------

（毎週月・水・金曜日発行）

定価小口二枚二付十七円八十五銭